

都立児童相談所開設に向けた進捗状況について

1 経緯

令和7年9月10日に区長から都知事あてに都立児童相談所（以下「都児相」という。）の区内設置の要望書を提出し、同月24日に都知事から、墨田区内で都児相（墨田区と台東区を管轄）を新設することについて、検討を進める旨の回答があった。令和9年度中のすみだ保健子育て総合センター（以下「すみほこ」という。）内への開設に向けて、都区で協議を行っている。

2 都児相との連携強化

(1) 多機関多職種連携による支援体制の強化

すみほこ内に都児相が設置され、子育て支援総合センター、保健所及び教育センターが同じ施設内にあることで、多機関による連携した支援や、福祉・心理・保育士・保健師・教員といった多職種による多角的な視点に基づく支援が一層強化される。

(2) 専門性を生かした対応の迅速化

虐待の通告に対する初動対応において、子育て支援総合センターと都児相の協議を迅速に行うことができ、お互いの役割と支援の動きを即時的に把握することができるようになる。

(3) 区民の利便性の向上

都児相への相談、都児相が行う愛の手帳の判定事務等、すみほこで受けられる支援・サービスが増えることから、区民の利便性が向上する。

3 施設整備の概要

4階事務室部分の壁の撤去・新設を行い、交流室エリアに向けて事務室の拡張を行う。

【改修工事後の4階南側エリア】



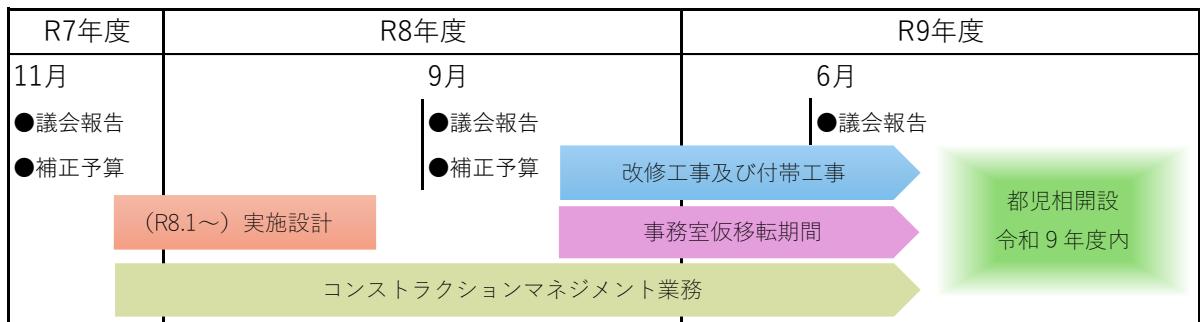
4 施設整備中の運用

すみほこ4階部分の改修に伴い、子育て支援総合センター事務室、江東児童相談所サテライトオフィス及び交流室は3階の会議室に仮移転させ、事務事業は原則として継続実施する。4階の相談室エリア等は工事範囲とならないため、使用を継続する。

仮移転期間には、1階の総合案内に臨時の受付を設け、利用者の安全と利便性を確保する。仮移転期間の運用については、区のお知らせやSNS等で周知し、子育てサービスの利用はもとより、施設全体の利用に支障がないよう、十分に情報提供を行っていく。

5 スケジュール

令和9年1月から7月まで改修工事を行い、付帯工事等の終了後、子育て支援総合センターは改修後の4階事務室に戻って業務を継続する。都児相は工事終了後、令和9年度中に開設される見込みであり、開設時期については都との調整を進めていく。



※工事のスケジュールについては変動の可能性あり。

6 費用負担

工事費、設計委託費等の施設整備にかかる費用については、協定に基づき原則として都が負担する。都営住宅等に存する区施設のこれまでの使用実態を踏まえ、施設整備後の都児相専有部分の使用権原は行政財産の使用許可とし、使用料は免除、ランニングコストは相応の負担を求める方向で検討・調整を行っている。

7 すみほこ4階エリアの名称

改修後、4階は異なる二つの組織が同居する子育て支援エリアとなることから、4階エリアの名称を設ける。エリア名称は公募により案を募ったうえで決定する。

【エリア名称のねらい】

- ・子どもと子育て家庭に関する相談が一元的に対応できる場所として、「行きやすい」。
- ・関係機関にとっても相談先として区民に、「勧めやすい」。
- ・都区職員の目的意識が統一され、連携意識が向上するため、「働きやすい」。

すみだ保健子育て総合センター（すみほこ） 区施設			
4F	(エリア名称)	墨田区子ども家庭支援センター※ 都児相（墨田区と台東区を管轄）	区 都
3F	墨田区教育センター		区
1,2F	墨田区保健所		区

※現在の区の組織名「墨田区子育て支援総合センター」は、一般的に広く使用されている「墨田区子ども家庭支援センター」に変更することを検討する。